㈢　要介護３	527単位
㈣　要介護４	586単位
㈤　要介護５	647単位
⑵　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　要介護１	426単位
㈡　要介護２	488単位
㈢　要介護３	552単位
㈣　要介護４	614単位
㈤　要介護５	678単位
⑶　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　要介護１	641単位
㈡　要介護２	757単位
㈢　要介護３	874単位
㈣　要介護４	990単位
㈤　要介護５	1,107単位
⑷　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　要介護１	662単位
㈡　要介護２	782単位
㈢　要介護３	903単位
㈣　要介護４	1,023単位
㈤　要介護５	1,144単位
⑸　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　要介護１	735単位
㈡　要介護２	868単位
㈢　要介護３	1,006単位
㈣　要介護４	1,144単位
㈤　要介護５	1,281単位
⑹　所要時間８時間以上９時間未満の場合	
㈠　要介護１	764単位
㈡　要介護２	903単位
㈢　要介護３	1,046単位
㈣　要介護４	1,190単位
㈤　要介護５	1,332単位
ロ　療養通所介護費	
⑴　所要時間３時間以上６時間未満の場合	1,007単位
⑵　所要時間６時間以上８時間未満の場合	1,511単位

注１・２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、イ⑵の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

㈢　要介護３	552単位
㈣　要介護４	614単位
㈤　要介護５	678単位
（新設）	
⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合	
㈠　要介護１	641単位
㈡　要介護２	757単位
㈢　要介護３	874単位
㈣　要介護４	990単位
㈤　要介護５	1,107単位
（新設）	
⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合	
㈠　要介護１	735単位
㈡　要介護２	868単位
㈢　要介護３	1,006単位
㈣　要介護４	1,144単位
㈤　要介護５	1,281単位
（新設）	
ロ　療養通所介護費	
⑴　所要時間３時間以上６時間未満の場合	1,007単位
⑵　所要時間６時間以上８時間未満の場合	1,511単位

注１・２　（略）

３　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、イ⑴の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。